

## 7. 福祉労働問題について

地域生活支援拠点等の整備への支援について伺います。

国は、障がい児・者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた地域の体制づくり等の機能を備える地域生活支援拠点等を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する事としております。



この計画は、本来であれば第4期障害福祉計画期間中(平成 27～29 年度)に整備を進めることとされていましたが、必ずしも進んでいない状況であったことから、第5期障害福祉計画基本指針において「2020 年度(平成 32 年)末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備すること」という新たな成果目標が示されています。地域生活支援拠点等の整備状況について、県内自治体の取り組み状況と、その事をどのように認識されているのか、お答えください。

また、県の役割として、県内自治体の取り組みに対する後方支援が求められるところではありますが、県としての具体的な取り組みは、どのように行われているのか、お答えください。

市町村の立場では、緊急時の受け入れや専門的人材の育成・確保などが課題だと言われています。しかしながら、何より整備・運営に関する財源が明確に示されていないことには、積極的に取り組むことができないといった声も聞いております。

国は、障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域生活支援のための拠点整備や地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制の整備を推進しています。

しかしながら、実施する自治体は、整備期限だけが決められ、具体的な整備内容、また、その整備や運営する際の財源措置も明確に示されていないことから、整備が進んでいないのが現状です。

そこで知事に伺います。

県として、この拠点整備に関する具体的な整備方針を明確にし、財源につい

でも県独自の支援制度を創設するなど、市町村の取り組みを後押しする積極的支援を行い、現状を打破していくべきと考えますが、知事はどのようにお考えなのかお答えください。

### 【知事の答弁】

地域生活支援拠点は、障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等へ移行しやすくするための体制を、地域の実情に応じて整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えることを目的とするものである。

具体的には、緊急時に対応できる相談体制と受け入れ施設の確保、地域生活の体験機会の提供、これらに対応できる専門的人材の確保、及び関係機関の連携体制づくりといった機能が必要とされており、市町村単独、または、障がい保健福祉圏域において市町村が共同で整備することとされている。

しかしながら、地域生活支援拠点を整備していくためには、

- ①24時間対応するための専門人材
- ②緊急時の受け入れや体験利用が可能な施設
- ③これらを維持するための財源の確保が難しい などの課題がある。

このため、県内の整備状況は、昨年11月現在、単独での整備が2市町、共同での整備が5市町、合計7市町にとどまっている。

県としては、障がいのある人に対する相談支援に高度なスキルを有するアドバイザーを派遣し、検討の進め方や、関係機関の連携の方法に関し助言するなど、各市町村における整備に向けた検討が進むよう促している。

県では、国の障害福祉計画の基本指針に基づき、昨年3月に策定した第4期障がい者福祉計画において、平成32年度末までに、障がい保健福祉圏域内の共同整備も含め、各市町村に整備することを目標と定めたところである。

このため、地域生活支援拠点に必要な施設については、県の障がい者福祉施設の整備方針に盛り込み、施設整備が促進されるよう取り組んでいるところである。

しかしながら、地域生活支援拠点として必要となる施設やサービスの基準等が不明確であり、また人員や施設・設備の継続的な維持・運営に必要な財源措置も不十分であることから、国に対し、拠点整備に係る整備・運営指針を明確

に示すととも、それに伴う運営コストの検証をした上で、必要な財源措置を行うよう要望しているところである。